

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認茨城地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 1 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 10 月から 56 年 3 月まで

年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。私は、A 市区町村役場から年金手帳と納付書が送られてきたので、それまでの未納分を全て納付し、その後は期日どおりに納付した。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は 18 か月と短期間であり、申立人は、申立期間及び第 3 号被保険者期間を除く国民年金被保険者期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日の関係から、申立人に係る国民年金の加入手続は昭和 55 年 2 月に行われたとみられるところ、申立人は、結婚した 58 年 12 月以降、第 3 号被保険者となるまでの期間について、国民年金の任意加入被保険者となっており、納付意識が高かったものと考えられることから、そのような申立人が、加入手続を行った当初の保険料を未納のまま放置しておいたとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成12年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年3月31日から同年4月1日まで

年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社における資格喪失日が平成12年3月31日になっている旨の回答を受けた。しかし、私は、同事業所に同日まで勤務しており、資格喪失日は退職日の翌日の同年4月1日であるはずなので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社から提出された賃金台帳及び同事業所からの回答により、申立人は、同事業所に平成12年3月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 4 月から 56 年 3 月まで
年金事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の保険料が未納とされていた。申立期間の保険料については、勤務先の社長が保険料を給与から天引きし、私に代わって納付してくれていたはずである。

このため、申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、勤務先の社長が給与から天引きし、納付してくれていたと主張しているが、申立人は当該社長の名前を記憶しておらず、当該社長から事情を聴取することができない上、申立人自身は当該保険料納付に直接関与していなかったことから、申立期間当時の具体的な保険料納付の状況が不明である。

また、勤務先に住み込んでいなかった申立人の国民年金保険料を勤務先の社長が納付するためには、申立人の住所に届いた納付書その都度社長に渡す必要があったと考えられるが、申立人は、社長に任せていたのでよく覚えていないとしており、申立期間の保険料納付に関する記憶が明確ではない。

さらに、申立期間は 6 年と長期間に及んでいる上、申立期間以外にも 12 年以上の未納期間がある。

その上、申立人が申立期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 2 月 18 日から 56 年 4 月 6 日まで
年金事務所に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A社B工場に勤務していた申立期間について記録が無い旨の回答を受けた。
私は、期間従業員として、社員と同様に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「入職者名簿」及び「退職通知並びに控除金残高一覧表」により、申立人が申立期間において同社B工場に勤務していたことは認められる。

しかしながら、申立人が名前を挙げた同僚と推認できる者に照会したところ、申立期間当時、A社B工場においては、大勢の期間従業員が勤務していたが、期間従業員については、必ずしも厚生年金保険に加入していたとは言えない旨の証言が得られた。

また、上述の「入職者名簿」を見ると、「健保」及び「年金」の欄があり、申立人の欄には、いずれも「×」と記載されている。

さらに、申立期間に係るA社B工場の厚生年金保険被保険者原票に申立人のものは無く、整理番号にも欠番は無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。